

2021年11月4日

加盟団体理事長・専務理事様
協力団体理事長・専務理事様

公益財団法人日本陸上競技連盟
競技運営委員長 鈴木一弘

競技会における広告および展示物に関する規程の追記事項について

平素より日本陸上競技界のため格別のご協力をたまり、心より御礼申し上げます。

さて2021年度は標記の規程の改訂が行われましたが、国内適用の部分でルールブックに記載が欠落していたものがありました。下記の通り、追記事項がございますので、関係各位にご連絡頂き競技会参加、競技会運営に支障が無いようにご配慮をお願い申し上げます。

記

競技会における広告および展示物に関する規程（2021年4月修正）

Book C-C 7.4 マーケティングおよび広告規程（国際競技会 1.5、1.9 適用）

衣類とアクセサリー

5. アスリートキット

5.5 他の衣服

競技中に競技者が使用する他のアパレル（靴下（膝丈の靴下を含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、前腕バンドなど）の製造会社の名前/ロゴは、1つ表示することができる。このような表示の最大の大きさは6 cm²で、最大の高さは3 cm とする。

（注意）メガネ、サングラスは、製造会社の名前/ロゴを2つまで表示することができる。

に、以下の〔国内〕規程を追記

〔国内〕所属団体名/ロゴについては、1カ所表示することができる。面積は6 cm²以内とする。ただし都道府県名/ロゴ、学校名/ロゴ（学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校名/ロゴ）の大きさに制限は設けない。

以上